

# NEWSLETTER 2025



## 01. 代表ご挨拶

昨年より文科省の認定日本語教育機関制度が始まりましたが、初めての日本語学校の設置・運営基準が定められ、審査・認定が始まったのは1989年のことでした。（当時は日本語教育振興協会が、審査・認定をおこなっていました。）それまでは日本語学校に設置・運営基準がなく、日本語学校が入学する学生のビザを得るために入管局に申請すると、学生には4-1-16-3（法務大臣が特に在留を認める者に付与される在留資格）という在留資格が付与されていました。しかしこの年に入管法が改正され、新しい在留資格「就学」が創設されました。日本語学校の学生は、この就学という在留資格が付与されるようになったことから就学生と呼ばれるようになりました。

この時期はバブル時代の名残による人手不足が続いていたために日本語学校への入学を装いながら日本で働くことを目的に来日する外国人が多数いたことから、就学生や日本語学校に対して批判的な論調がマスコミに溢れていました。日本語学校ネットワークの前身である東京地区日本語学校ネットワークが結成されたのはそんな時期でした。偽装就学生や不法滞在者を排除するために査証発給の厳格化が続いたことに加え、阪神・淡路大震災や地下鉄サリン事件等の影響から応募者が激減し、日本語学校にとっては経営的に厳しい時期であり、「日本語学校の氷河期」とも呼ばれた時代でした。マスコミは、日本語学校の学生は働くために来日する偽装学生であり、それを受入れている日本語学校はそれに荷担する金儲け主義の学校であるかのような論調の記事ばかりを発信していました。多くの日本語学校生は偽装学生ではなく、経済的には貧しいながらも楽しく、一生懸命日本語を学ぶ学生であり、将来の日本の宝となる存在であることを社会に発信し、就学生の学習環境の整備、向上を目指そうと日本語学校ネットワークが結成されました。その後、2009年には在留資格「就学」が留学に一本化されたことにより日本語学校の学生は留学生となりましたが、民主党政権下で日本語教育振興協会の行う日本語学校の審査・認定事業が廃止されることになりました。ご存じの通り入管局は、法務大臣が告示する日本語教育機関（告示校）に入学する外国人学生に対して留学ビザを発給します。



代表理事 大日向 和知夫

日本語教育振興協会の行う日本語学校の審査・認定事業が廃止されるまでは、法務省は同振興協会の認定を参考にして日本語教育機関を告示してきました。しかしこれ以後、文科省の意見を参考にして告示することとなりました。告示校制度では、告示を求める日本語教育機関が法務省（入管庁）に対して申請をしますが、申請を受けた入管庁は教育の内容についての確認を文科省（昨年までは文化庁）に照会し、同省からの回答を基に告示の可否を決定してきました。そして令和6年4月に日本語教育機関認定法（正式名称：日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律）が施行され、告示校制度は制度移行期間を経て消滅することになります。

さて日本語教育機関認定法が施行されてから現在までに二回の認定申請審査が終了しましたが、この間に申請を行った機関がのべ120機関で、そのうち告示校は半分に満たない36機関です。また認定された機関は41機関ですが、告示校で認定された機関はわずか12機関と厳しい結果になっています。告示校からの申請が少ない理由は、現行の教育課程を考慮しながら参照枠に対応した新しい教育課程を作る難しさに加えて、コロナの影響を脱した現在、学生募集や在学生対応業務も多く、多忙な中での申請準備に手が回らないという現状が推測されます。日本語教育機関団体連絡協議会が行ったアンケートによると、申請を検討するにあたり困っていることは「手続きのための人員や時間の余裕がない」と8割以上の機関が回答していることもこれを裏付けています。同アンケートによると75%の機関が令和8年度に申請予定であることから、来年は告示校から申請が、殺到しそうな雲行きです。ネットワークでは日本語教育機関団体連絡協議会を通じて文科省や日本語教育推進議員連盟の議員の方々に制度移行の期間は、法務省告示校に対する優遇措置を検討するように要請しています。具体的には告示校が認定日本語教育機関認定申請手続きを行う際の相談窓口の常設化や年2回の審査で対応しきれない場合は、予備の機会を設けることなどを要望しています。

昨年度のネットワーク活動は、一昨年に引き続き日本語教育機関認定法に基づく認定申請審査関係が中心となりました。認定申請の利便性を高めるように連絡協議会の他団体と連携して文部科学省総合教育局日本語教育課や関係国会議員に陳情するなどしました。また会員機関の皆様には文科省の担当者を招いての勉強会を開催する等して、認定申請に対して理解が深められるよう努めました。

ところで日本語教育機関認定法の施行に伴い日本語教育機関認定基準が定められましたが、同基準では、認定日本語教育機関が災害その他の事由により日本語教育を継続することが困難となる事態に備え、転学の支援のための計画の策定が義務付けられました。一昨年来、機関独自では対応が難しい広域災害に対応するための制度の創設の要望を頂き、ネットワーク内で検討して参りました。本年4月（令和7年4月1日）より「災害時等における転学支援に関する互助制度」を創設することになり、同制度の運用開始をしています。同制度が適用される災害等には、自然災害に加え、機関の経営破綻を含めましたが、これは経営破綻による閉校により学習継続が困難となった在籍生が多数発生した1990年代の経験を考慮したためです。またこの制度は互助制度ですので、制度加盟校には被災した加盟校の在校生の受入れ義務を課すことにいたしました。

私事になりますが、私は昨年12月に文化庁長官表彰を授与するという栄誉に浴しました。この栄誉は私個人のものではなくネットワークの団体としての活動が評価されたものと理解しています。この場を借りて、日頃よりネットワークの活動にご支援、ご協力を頂いた皆様に改めて御礼申し上げます。

今年度のネットワークの活動も引き続き日本語教育機関認定法の関係となります。日本語教育機関にとって使い勝手の良いものとなるように要望しながら、認定校への支援に対する要望も行いたいと存じます。さらに日本語教育機関の留学生が日本の外国人労働人材の予備軍であることを考えると産業界との連携を模索したいとも考えております。本年度もこれまで通り会員の皆様に有益となる情報発信にも努めて参りますので、皆様におかれましてはご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

一般社団法人 日本語学校ネットワーク  
代表理事 大日向 和知夫



## 02. 活動報告

令和6年

- 5月 出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課に在留資格認定証明書交付申請における提出資料についての質問と確認を行い、回答を会員に報告
- 5月 文部科学省総合教育政策局日本語教育課（以下文科省日本語教育課と記載）に対して日本語教育機関団体連絡協議会の一員として認定申請日本語教育機関認定法の施行に伴う様制度移行に関しての要望書提出
- 6月 日本語教育機関団体連絡協議会会議出席
- 6月 理事会開催
- 6月 日本語教育推進議員連盟第20回総会出席
- 6月 柴山 昌彦議員（日本語教育推進議員連盟会長）事務所訪問とご挨拶
- 6月 浮島 智子議員（日本語教育推進議員連盟副会長）事務所訪問とご挨拶
- 6月 里見 隆治議員（日本語教育推進議員連盟副事務局長代理）事務所訪問とご挨拶
- 6月 宮内 秀樹議員（文部科学委員会委員、日本語教育推進議員連盟事務局長代理）事務所訪問とご挨拶
- 6月 山下 貴司議員（日本語教育推進議員連盟副幹事長、元法務大臣）事務所訪問とご挨拶
- 6月 文科省日本語教育課に対して「認定日本語教育機関に在籍の留学生が支払う学費に掛かる消費税免税措置実施要望書」提出
- 6月 第10回通常総会開催
- 6月 認定日本語教育機関の申請等についての勉強会開催
- 6月 ネットワークが創設を検討する「災害時等における転学支援に関する互助制度規定（案）」発表
- 7月 入管庁と意見交換会出席
- 7月 文科省日本語教育課と「認定日本語教育機関の教育課程についての意見交換会」出席
- 8月 理事会開催
- 8月 日本語教育機関団体連絡協議会参加
- 9月 理事会開催
- 9月 日本語教育機関団体連絡協議会参加
- 9月 「機関申請準備のための勉強会」開催
- 10月 中川 正春元議員（元日本語教育推進議員連盟会長代行）と意見交換
- 10月 外国人留学生のための祭典（株式会社さんぼう主催）を後援
- 10月 理事会開催
- 10月 認定日本語教育機関令和6年度1回目の認定結果発表
- 11月 理事会開催
- 11月 日本語教育推進議員連盟第21回総会出席
- 12月 当会の代表理事が文化庁長官表彰を受賞
- 12月 認定日本語教育機関について＜第三回申請に向けての変更点等について＞勉強会開催（一般社団法人全国各種学校日本語教育協会と共催）
- 12月 忘年会

令和7年

- 1月 セブン銀行による留学生の口座開設に関する説明会参加
- 2月 日本語教育機関団体連絡協議会会議出席
- 2月 理事会にて「災害時等における転学支援に関する互助制度」創設を決定
- 2月 里見 隆治議員（日本語教育推進議員連盟副事務局長代理）国政報告会参加
- 3月 文科省日本語教育課と認定日本語教育機関の教育課程についての意見交換
- 3月 浮島 智子議員（日本語教育推進議員連盟副会長）事務所訪問とご挨拶
- 3月 連絡協議会会議出席
- 3月 認定日本語教育機関令和6年度2回目の認定結果発表
- 4月 「災害時等における転学支援に関する互助制度」運用開始
- 4月 文科省日本語教育課の新任課長等の担当者にご挨拶
- 4月 里見 隆治議員（日本語教育推進議員連盟副事務局長代理）事務所訪問とご挨拶
- 4月 理事会開催

以上

# 03. 日本語教育機関団体連絡協議会の活動報告

一般社団法人 日本語学校ネットワーク 副代表理事  
与野学院 校長 谷 一郎

2024年度は、認定日本語教育機関の認定申請が始まり、その第1回、第2回申請においては、申請する我々だけでなく文科省側にも混乱が感じられ、制度の安定化や告示校からのスムーズな移行のため、様々な活動を行った1年となりました。

## 1、認定日本語教育機関の認定申請の改善要望

2024年4月1日に日本語教育機関認定法が施行され、第1回目の申請締切は、5/17というスケジュールでした。第1回目の申請において顕在化した大きな問題点は、我々には、過去にそれなりの実績があるのに、それは全く考慮されていないということでした。もちろん、認定制度自体は、従来の在籍管理中心だけではなく、教育の質を問うというものであるため、従来の適正校＝教育の質も高い機関とは言えないのは理解できますが、それにしても、告示校であっても提出書類が新規校と同じというのは、看過できない問題点でした。また、語学教育に無理矢理、一条校の学校教育の考え方を押し付けるかのような方向性には、大きな違和感がありました。

そこで、2024年6月14日に行われた日本語教育推進議員連盟総会において、現状の報告をするとともに、告示校に対する書類の軽減や柔軟な課程編成の考え方及び課程間の自由な移動などについて、要望を行いました。その結果、以下の表の通り、書類の軽減が実現することとなりました。

2024/8/19版手引き	本務等教員の社会保険証等の写し、教員の最終学歴を証する書類、大学又は大学院における日本語教育に関する教育課程又は科目の履修状況を確認できる書類、検定合格又は養成機関修了の証明書、他校等での教育経験者の在職証明書、設備・備品購入を証明できる書類、教材等の一覧表
2025/1/10版手引き	収支予算書、入学案内（募集要項）※現に使用されているもの、機関案内※現に使用されているもの、入学者の選考要領※現に使用されているもの

また、課程間の移動についても、一定の条件付きながら認められることとなり、「よくある質問集」にも明記されました。

認定日本語教育機関認定申請手続きにおいては、書類の書き方や手引きの意図している意味が分からないことも多く、相談窓口の常設化も要望しましたが、今のところは、大きな進展がなく、引き続き要望を続けていく予定です。

なお、コロナが原因で債務超過となっている場合の設置者の経済的基礎要件の緩和については、前向きな回答が得られませんでした。最新のアンケートによると、債務超過の機関は大幅に減少したため、要望の必要性は低下したものと思われます。

2025年4月には、第1回、第2回の認定結果をふまえて再度、認定申請に関するアンケートを実施しました。こちらの結果は、すでに皆さんにお知らせした通りですが、様々なご意見をふまえて、課程の考え方、課程名称、告示校に対する相談窓口の常設、学校法人の日本語教育機関に対して、都道府県への重複をなくすこと、法務省告示校に対する申請機会の確保について、要望しています。

## 2、認定日本語教育機関の定期報告

今は、まだ認定された機関が少ないため、あまり大きな関心が払われておりませんが、認定申請にあたり、課程編成や機関の体制を検討するにあたり、非常に重要となってくるのが、認定後には、どのような報告が必要となるかです。日本語教育機関団体連絡協議会では、この定期報告の内容についても、違和感がなく合理的で意味のある指標で、かつ、極力、報告に手間がかからない形を日本語教育課に要望し協議しました。例えば、退学者の数は、そのまま課程途中でやめた学生数を書くと、ドロップアウトが多数出てしまったような印象を与えてしまうため、その内訳に進学者や就職者の数を書くようにしたりといったことです。実際には、定期報告がスタートしてみると修正すべき点が出てくる可能性はありますので、引き続き確認が必要かと思えます。

## 3、登録日本語教員養成機関・登録実践研修機関に関する取り扱い

新制度がスタートするにあたっては、細かいことでも他の制度との整合性を整える必要があり、文科省も想定していなかったこととして、登録日本語教員養成機関・登録実践研修機関が1年間の実績がないと教育訓練給付金の対象とならず、1年目の受講生は給付金の支給が受けられないかもしれないという問題がありました。また、告示制度では大卒の人が登録日本語教員養成機関の養成課程を修了しても、登録日本語教員試験に合格して登録日本語教員として登録されなければ、有資格者として扱われないという問題もありました。これらについても、日本語教育機関団体連絡協議会から指摘を行い、制度の整合性を整えてもらいました。現在では、これらの問題は解消しています。

## 4、文部科学省日本語教師養成・研修推進拠点整備事業への協力

現在、日本語教員の不足については、皆さんもお困りのことと思いますが、育成就労制度では認定日本語教育機関による日本語教育が義務付けられる見込みであるため、このままでは一層、教員不足が深刻化するものと思われます。このことについては、文科省もしっかり問題意識を持っており、全国を6つのブロックに分けて、日本語教師養成・研修推進拠点整備事業を推進しています。教員不足の一番の打開策は、大学の日本語学科の新卒がより多く、日本語教員として就職するようにすることです。

そのため、日本語教育機関団体連絡協議会としても、まずは手始めに、関東甲信越ブロックにて大学と日本語学科新卒就職の推進に向けて協議を続けています。

## 5、日本自動車工業会との連携

日本語教育機関の認定制度は、全業種にわたる人手不足も手伝って、外国人人材を活用したいさまざまな業界の目を日本語教育機関に向けることとなりました。当然、個々の会社と個々の日本語教育機関の連携も介護をはじめとし行われているわけですが、大きな制度として行わないと、個々の取り組みでは限界もあります。日本語教育機関団体連絡協議会には、連携制度の創設についての相談を求める声もポツポツと入るようになり、大きなところでは、日本自動車工業会から打診があり、外国人自動車整備士の確保に関する仕組み作りについて、意見交換を進めています。

## 6、育成就労・特定技能制度に関する活動

育成就労制度については、入管庁を中心に制度設計が進められてきました。従来の技能実習制度における日本語教育は、介護以外においては、その教員に関する制約はなく、その質のバラツキが問題となっていました。育成就労制度の方向性として、これらの解決策として認定日本語教育機関と登録日本語教員を活用する方向となったのは当然の帰結ではありましたが、その制度化による日本語教員の不足も懸念されたため、入管庁へは登録日本語教員数に配慮した制度化を要望しました。また、改正入管法及び育成就労法の関係省令案においては、認定日本語教育機関(就労)の数がまだまだ少ないことから、暫定的な措置として、個々の登録日本語教員がその日本語教育を担当してよいこととされていました。しかし、これでは未経験の教員でも何ら指導を受けることなく授業が行えてしまうため、一定の条件をクリアした教員が担当してその質を担保するよう特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会でも述べ、2025年5月のパブコメにおいてもそのように意見提出をしています。

## 7、日本語教育機関団体連絡協議会の在り方

日本語教育機関団体連絡協議会は、6つの団体によって構成されていますが、最近になってそのうちの3つの団体において、代表者が交代しました。それに伴い、今後は何等かの変化が生じてくるものと思われます。日本語教育機関団体連絡協議会の在り方については、引き続きより安定した体制の構築に努めてまいります。

### (主な活動)

2024/06/14 議連総会にて要望(育成就労制度における認定日本語教育機関等の活用、日本語教育推進法の基本方針における施策に日本語教育機関を盛り込むこと、認定日本語教育機関への支援、認定申請にあたり、(1)柔軟な課程編成の考え方及び課程間の自由な移動、(2)認定日本語教育機関認定申請手続きの相談窓口の常設化、(3)書類の簡略化、(4)設置者の経済的基礎を要することに對する条件緩和、登録日本語教員の受験機会の拡大、結核スクリーニングの実施にあたり十分な指定医療機関を確保すること、銀行口座開設等取扱いの円滑化)

2024/07/02 教育訓練給付金説明会を実施

一般社団法人 日本語学校ネットワーク 副代表理事  
与野学院 校長 谷 一郎

2024/07/11 日本語教育推進関係者会議で発表

2024/07/30 文部科学省日本語教師養成・研修推進拠点整備事業に関して、東京外国語大学と協議

2024/11/27 日本語教育推進議員連盟総会出席

2025/02/27 特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会出席

2025/03/14 日本語教育課と認定校の定期報告様式について協議

2025/04/22 認定日本語教育機関の認定申請に関するアンケート実施

2025/05/26 育成就労制度に関するパブコメ提出



## 04. 新理事立候補者ご挨拶

このたび、日本語学校ネットワークの理事に立候補させていただきます早稲田進学館の木全です。これまで私自身、日本語教育の現場において、多様な学習者と向き合いながら、日々の教育活動を通じて、日本語学校が果たすべき社会的責任の大きさと、業界全体で連携して取り組むべき課題の重要性を実感しております。

そして、「日本語教育機関認定法」の実施にあたり、現場の声をより広い場で反映させていく必要性を強く感じてきました。

加盟校間の連携を強化し、現場で活用できるベストプラクティスの共有を推進し、留学生の学習環境・生活環境の改善に向けた支援体制の強化という目標を通じて、日本語教育が持つ可能性をさらに広げ、日本語学校ネットワークの発展に貢献していきたいと考えております。



早稲田進学館 校長 木全浩智



今、多くの日本語学校がコロナによる入国制限のダメージから立ち直り、認定日本語教育機関の認定に向けての歩みを進めている頃だと思えます。

しかし、このビッグイベントが終わった後は、しばらくは穏やかなままでいられるのかと言えば、不思議とそのよう気がしません。

コロナ禍で業界団体の団結の重要性を痛感しました。

今後も日本語ネットワークを始めとした日本語教育機関団体連絡協議会に求められる役割も大きなものになっていくのは間違いありません。

そうした中、何かの助けになればと思いつけながら手を挙げた次第です。

ヨシダ日本語学院 代表取締役 吉田慶多

## 05. ロゴマークのご案内



このたび、当会ではより多くの皆さまに私たちの活動を認知いただくことを目的として、新たにロゴマークを作成いたしました。本ロゴマークは、当団体の理念や活動方針を視覚的に表現したものであり、今後、各種広報活動や印刷物、ウェブサイト等において使用してまいります。併せて、ロゴマークの使用に関する規定も策定しておりますので、内容をご確認のうえ、会員の皆様にもご利用いただけますようお願い申し上げます。

### ロゴマーク使用規定

#### 1. 使用目的：

ロゴは当法人の役員及び会員であることを示すこと、また当会の趣旨に沿った事業・活動・広報等に限って使用可能です。営利目的や誤解を招く用途は禁止します。

#### 2. 使用申請：

当法人の役員及び会員に限り利用可能です。利用には原則として事前申請・許可は不要です。ただし、当法人からの使用方法等の要請があった場合にはご対応いただきますようお願いいたします。

#### 3. 禁止事項：

ロゴの変形、色の変更、縦横比の変更、他のロゴや図形との組み合わせ、誤解を与えるような使用は禁止します。

※色の変更に関して、白黒又はグレーの利用は可能です。

#### 4. 著作権・所有権：

ロゴの著作権および所有権は当法人に帰属します。

#### 5. 使用終了の条件：

会員資格の終了、または当法人からの使用中止指示があった場合は速やかに使用を停止してください。



↑ロゴマーク↑  
ダウンロードページ



一般社団法人  
日本語学校ネットワーク



一般社団法人日本語学校ネットワークが  
規定する災害時等における転学支援に関  
する互助制度